

令和3年度新居浜市教育委員会取組方針

新居浜市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中に大きな社会不安が広がっています。ワクチンも開発され、少しずつではありますが、COVID-19克服への歩みが始まりました。オリンピック史上初めて延期となった2020東京オリンピック・パラリンピック大会も、人類の叡智と粘り強い努力のもと、開催に向け着実な準備が進められております。

さて、「第六次新居浜市長期総合計画(2021-2030)」には、SDGs17項目が位置付けられました。教育委員会も市長部局と歩調を合わせ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの創造に、教育の分野から寄与したいと考えています。教育委員会が所管する分野は社会教育、学校教育(給食・特別支援舎)、芸術・文化・スポーツ、人権教育、図書館等、幅広いものですが、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を忘れず、市民一人一人が平和や幸福を享受できるよう努めてまいります。

“Think Globally, Act Locally.” 「地球規模で考え、地域で行動する」

コロナ禍を経験し、Society5.0早期実現を目指し、国はデジタル化へと大きく舵を切りました。市内の小・中学校ではGIGAスクールがスタートし、児童生徒一人ひとりが専用タブレットを用いて、新しい学びのスタイルを加速させます。社会全体で既成概念の改廃が進み、私たちの身近な市民生活においても変革の波を実感するところです。

そのような折、令和3年度における新居浜市が目指す教育の方向性や重点的に取り組む事項を示す具体的な指針として、「新居浜市教育委員会取組方針」を定めました。この取組方針を共有しつつ取り組むことで、新居浜市の子どもたちから高齢者まで、すべての市民が幸せを実感できる教育文化の創造を目指すものいたします。

令和3年3月 新居浜市教育委員会

社会教育課

第1 最重要課題

人と地域の力による社会教育の推進で、豊かな心を育むまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり

(1) 子ども・子育て支援の充実

ア 乳幼児講座や子育て講座、家庭教育講座など子育てに関わる地域教育
力向上プロジェクト推進事業の推進

(2) 家庭、地域の教育力の向上

ア 三世代交流事業や地域の伝統・歴史の伝承など地域の実情に応じた地
域教育力プロジェクト推進事業の推進

イ 校区・地区運動会や文化祭など学校、家庭、地域の連携協働による社
会教育事業の推進

ウ 社会教育活動とコミュニティ・スクール活動との連携で、防災訓練や
食農体験、登下校の見守り、読み聞かせなどへの取り組み

エ 地域や地域団体活動をコーディネートする人材の確保と育成

(3) 青少年健全育成の推進

ア 子どもの居場所づくりへの取り組み

イ 青少年健全育成・啓発活動の推進

ウ 青少年センターを核とした相談活動の充実

エ 少年補導委員による街頭補導活動の継続

2 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

(1) 学習活動の充実

ア 公民館・交流センター等の講座の開催と市民サークル活動への支援

イ 夜間開催講座・リモート講座など新しい手法を取り入れ、働く人を含
めたすべての世代への学習機会の提供を行う生涯学習大学の拡充

ウ 高齢者の社会参加を促進する高齢者生きがい創造学園講座の開催

エ 市民からのリクエストに応える講座の開設

オ 愛媛大学や松山大学、新居浜高専、愛媛県総合科学博物館等と連携し
た高度化・専門化した講座の拡充

(2) 生涯学習関連施設の充実

ア 公民館・交流センター等の施設環境整備の継続

イ 高齢者生きがい創造学園の機能維持と一部施設改修への取り組み

ウ 生涯活躍のまち拠点施設（ワクリエ新居浜）を活かした学習活動の検討

(3) 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実

ア 多喜浜塩田文化の保存・継承

(ア) 多喜浜のまち全体が塩の博物館事業への支援

(イ) ソルティ多喜浜・塩の学習館を活用した学習活動支援

(4) 地域コミュニティの充実

ア 地域再生への体制づくり

(ア) 市長部局が取り組む地域コミュニティを支える組織、拠点づくりへの協力

(イ) 社会教育事業と地域コミュニティ事業との融合検討、推進

3 各種計画等に基づく社会教育施設の管理運営についての検討

(1) 新居浜市公共施設再編計画

ア 別子ハイツ自然学習館

(ア) 廃止に向けてのスケジュール策定

イ 高齢者生きがい創造学園

(ア) 機能移転先の検討と機能移転までの施設維持管理への取り組み

(2) 社会教育の効果・効率的な運用

ア 公民館・交流センターや高齢者生きがい創造学園、生涯学習センター等で開設されている各種講座の効果・効率的な運用の検討

4 教育委員会事務局職員の適正な人事管理

(1) 法令に基づいた人事管理と福利厚生

ア 市長部局と連動した適正な人事管理、福利厚生に関する対応

イ 必要な会計年度任用職員の人員確保と研修

学 校 教 育 課

第1 最重要課題

子どもたちの豊かな学びを支える教育の充実

第2 重点事項(取組方針) ～「チームとしての学校」の機能強化～

1 「持続可能な社会」の担い手育成に向けた地域とともに育つ学校づくり

(1) 地域とともに育つ学校づくりの推進

市内の全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しており、地域と学校が公式のパートナーとして、ともに子どもたちを育て、ともにつくる「地域とともに育つ学校づくり」を推進する。

- ア コミュニティ・スクール推進事業
- イ コミュニティ・スクールに係る研修等の実施
- ウ 地域学校協働本部事業
- エ 別子中学校学び創生事業

(2) 学校・地域の特色を生かした教育活動の展開

市内の全小・中学校がユネスコスクールに認定されており、ユネスコスクールとしてESDの視点に立った特色ある学校づくりに取り組むとともに、持続可能な社会の担い手を育てるため、学校と地域が連携して自主的に創意工夫を凝らした教育活動を展開する。また、それらの教育活動がどのSDGs(持続可能な開発目標)達成に向けたものなのかを明確にすることで、より深化した学びとなるよう努める。

- ア ふるさと学習の充実【ふるさと学習奨励賞】【新居浜ものしり検定】
- イ 環境教育の充実【学校環境教育支援活動事業】
- ウ 海洋教育の推進【海洋教育推進事業】

(3) 放課後における子どもの居場所づくりと子どもたちの健全育成の推進

放課後における子どもの居場所づくりとともに、子どもたちの健全育成に取り組むため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾の一体的な運営の推進を図る。

- ア 放課後児童クラブ運営事業
- イ 放課後子ども教室、放課後まなび塾の充実
- ウ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後まなび塾を連携して実施
- エ 長期休業中の放課後まなび塾の実施

2 互いの人権を尊重し、一人一人が支え合い、認め合う人間関係づくり

不登校やいじめによる学校や社会への適応が難しい児童生徒の学校復帰と社会的自立を目指し、学校、家庭、地域と関係機関及び専門家との連携を進めながら、チームとして支援に取り組む。また、「目指す子ども像」を「しなやかさとたくましさをもち未来を拓く子」とし、学校における学級経営改善を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止と早期対応の強化、人権教育の推進に努める。

- (1) いじめ・不登校対策の推進
- (2) 差別解消に主体的に取り組む児童生徒の育成
- (3) 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、ともに生きていこうとする実践的な態度の育成
- (4) 「勇気づけの声掛け（ボイスシャワー）」「人のことを大切にしておくこと」の実践

3 生きる力を育む教育の推進

確かな学力の定着と向上を図るための学習指導の改善に努める。主体的に学ぶ力を身に付けるとともに、基礎的知識や技能を習得させ、課題解決能力を育てる学習の充実を推進する。

- (1) 英語力の向上【生きた英語教育推進事業－A L T】【英検受験奨励事業】
- (2) 学校図書館支援センターの学校司書派遣による授業支援
- (3) イングリッシュサマースクールの開催
- (4) 小中学生あかがね算数・数学コンテストの開催
- (5) 小中学生科学奨励賞事業の開催
- (6) 中学生弁論大会の開催
- (7) 中学生英語スピーチコンテストの開催
- (8) えひめジョブチャレンジU-15事業の実施

4 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースに基づき、学校の業務改善を推進する。

- (1) 主体的な授業改善
- (2) 新居浜市授業モデルに即した実践的な授業研究の推進
- (3) 新居浜市教育研究所の機能強化
- (4) 校務支援システムの活用
- (5) 部活動指導員の配置

(6) スクール・サポート・スタッフの配置

5 安全・安心で充実した教育環境の整備

- (1) 小中学校での感染症対策の実施
- (2) 小中学校での防災教育の実施
- (3) ICT機器を活用した教育の推進
- (4) 小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針の策定
- (5) 学校施設の長寿命化計画の策定
- (6) 学校施設環境整備工事の実施
- (7) 新学校給食センター整備事業の実施

ス ポ ー ツ 振 興 課

第1 最重要課題

『親しむ・楽しむ・育てる』スポーツのまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

1 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出

(1) 新居浜市(教育委員会)関係のスポーツイベント等の充実

- ア 市民歩け歩け大会の開催
- イ 第52回市民体育祭の開催
- ウ 第5回あかがねマラソンの開催
- エ 青少年育成スポーツ活動事業(少年スポーツ大会)の開催
- オ 各校区、地区における地域スポーツ育成事業の実施

(2) 市内のスポーツ関係団体が行うスポーツ活動との連携と支援

- ア 新居浜市スポーツ協会 → 体育功労者等の表彰や市民体育祭への参画など
- イ 新居浜市連合体育振興会 → 校区運動会や地域スポーツ育成事業実施など
- ウ 新居浜市スポーツ推進委員協議会 → 市民体育祭や校区運動会に参画など
- エ 新居浜市文化体育振興事業団 → スポーツ大会やスポーツ教室の開催など

(3) 2022年プロ野球オールスターゲームプロジェクトへの協力と活動支援

- ア 愛・野球博実行委員会事業への協力

2 トップアスリートの育成とチームの競技力向上

(1) 市内の小中学生及び高校生選手の競技力向上

- ア 全国トップクラスの指導者による中高連携した競技力向上講習会等の実施
(サッカー、セーリング、バスケットボール、バドミントン、ハンドボール、
野球、陸上競技)

- イ 全国大会出場を目指す市内の高等学校へのスポーツ強化指定校事業の展開

(2) 国体レガシーを活かし、新居浜市スポーツ協会を通じた競技スポーツ種目の競技力向上

3 市民(県民)が関係するスポーツを支えるまちづくり

(1) 市内の各団体が主催する市民スポーツ活動への支援

- ア 知的障がい児のスポーツプログラム実践事業
- イ 第15回新居浜市ジュニアカップ事業
- ウ 第36回新居浜市駅伝競走大会兼第65回新居浜市中学校駅伝競走大会事業
- エ 第40回三浦旗少年剣道大会事業

- (2) 全国大会・国際大会の出場者へ奨励金支出による支援
 - ア 全国大会、国際大会の出場者に一定の奨励金を交付
 - イ 全国大会優勝者と国際大会出場者は、庁舎に懸垂幕を掲示し、祝福
- (3) スポーツ大会開催等支援奨励金支出によるスポーツ大会の誘致
- (4) 合宿支援奨励金支出による合宿の誘致
- (5) 公益財団法人文化体育振興事業団との連携による「スポーツ未来創造事業」の実施
- (6) 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツまちづくり
 - ア サウジアラビア王国及びモザンビーク共和国のホストタウンとしての活動
 - イ ホストタウン対象国や日本代表選手等の事前合宿誘致
 - ウ オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火ピジットの実施
 - エ 東京オリンピック・パラリンピック関連の各種スポーツ行事等への参画
- (7) 2022年度全国高等学校総合体育大会の開催
 - ア 新居浜市ではウエイトリフティング競技を実施予定
- (8) プロスポーツチーム等と連携したスポーツまちづくり
 - ア 愛媛県内のプロスポーツチーム(愛媛マンダリンパイレーツ、愛媛FC、愛媛オレンジバイキングス、FC今治)への支援とスポーツを楽しむ機会の創出
 - イ プロスポーツチームの合宿や元プロ選手によるスポーツ教室等の誘致

4 施設環境の整備と既存施設の活用

- (1) 市内体育施設の拡充と維持管理
 - ア 既存体育施設の充実(機能向上)と機能維持
 - イ 体育施設予約システム導入と活用
- (2) 総合運動公園構想実現に向けての取組
 - ア 地籍調査(光明寺地区)の継続実施
 - イ 総合運動公園基本計画策定に向けた準備
 - ウ 市長事務部局(企画部・建設部など)との連携強化

文化振興課

第1 最重要課題

文化芸術の香りを未来に伝えるまちづくり

第2 重点事項(取組方針)

- 1 子どもが文化に触れ、心豊かに成長できるまち
 - (1) 子ども対象の文化芸術事業の充実
 - ア ふるさと写生大会等の開催
 - イ あかがねミュージアム、文化センター等を活用した事業の開催
(SDGsアート・フェスティバル、各種教室・ワークショップほか)
 - (2) 学校や団体と連携した事業の実施
 - ア 文化団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実
 - イ 幼・保・小・中学生を対象としたアウトリーチ活動の充実
(文化芸術プログラム、演劇鑑賞教室、角笛シルエット劇場ほか)
 - (3) 意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動の支援
 - ア 文化芸術を勉強している学生等に発表の機会を提供
 - イ あかがねジュニア学芸員クラブの実施
- 2 文化を身近に鑑賞、活動できる場所があるまち
 - (1) 文化芸術事業の充実
 - ア 市民文化祭、美術展覧会等の開催
 - イ 招聘事業や助成事業を積極的に活用した質の高い事業の開催
(宝くじまちの音楽会、地域住民のためのコンサートほか)
 - ウ あかがねミュージアム、文化センター等を活用した事業の充実
(日和佐初太郎展、素心伝心、寺坂公雄展、石丸幹二コンサートほか)
 - エ 文化芸術団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実
 - (2) 効果的な情報の発信
 - ア ホームページ、SNS、CATV、新居浜 FM、地域コミュニティ誌等
を活用したイベント情報の発信
 - (3) 鑑賞する場所の整備
 - ア 市民文化センターの整備方針検討
 - (4) 文化芸術団体の活性化及び支援、人材育成
 - ア 活動団体の活動見学や体験する機会の提供 (市民茶会ほか)

- イ ホームページでの活動団体紹介
- ウ 市民創作活動推進特別プログラムの実施（あかがねミュージアム）
- エ ミュージアムボランティアの活動推進

3 身近に自然・歴史が感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち

- (1) 自然・歴史を学習できる場所の整備
 - ア 郷土資料の有効活用（小学生に対する「昔の暮らし」の説明等）
 - イ あかがねミュージアムやふるさとラボでの学習環境の整備
 - ウ 郷土文化資料等の展示・収蔵を行う場所の整備検討
- (2) 市民の文化財に対する理解の促進
 - ア 周知の埋蔵文化財包蔵地内における埋蔵文化財調査
 - イ 文化財めぐり事業の実施
 - ウ 冊子「新居浜の文化財」改訂版の発行
 - エ ツガザクラシンポジウムの開催
- (3) 文化財の適切な保存・継承・整備
 - ア 国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」及び国指定名勝「旧広瀬氏庭園」に係る保存活用計画の策定
 - イ 国指定天然記念物「銅山峰のツガザクラ群落」に係る植生調査の実施
 - ウ 指定文化財の案内看板や周辺的环境整備

4 伝統ある文化が継承され、市民が大切にしているまち

- (1) 保存や継承に向けた世代間交流の推進
 - ア 郷土芸能学習活動や運動会での発表等継続的な活動の推進
 - イ 子ども対象のワークショップの開催（あかがねミュージアム）
- (2) 伝統文化に接する機会の充実
 - ア 郷土芸能発表会の開催
 - イ 篠笛・太鼓演奏会、獅子舞披露等（あかがねミュージアム）
- (3) 伝統文化等地域の魅力発信
 - ア ホームページ等での伝統文化に関する情報発信

学校給食課

第1 最重要課題

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

第2 重点事項(取組方針)

1 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

- (1) 栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
- (2) 校内放送や各種資料等を活用し、児童生徒に対する指導を行うとともに、栄養バランスのとれた献立づくりを家庭に普及する。
- (3) 安全性を最優先した食物アレルギー対応に努める。
- (4) バイキング給食、マナー給食等、特別給食の実施に努める。
- (5) 郷土料理等、地元の特徴を生かした給食の実施に努める。
- (6) 地元産物の活用に努める。

2 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

- (1) 各調理場の施設設備の衛生面、安全性を重視した修繕、更新を図る。
- (2) 各調理場において、ネズミ・害虫等の防除を図る。
- (3) 学校給食研修会、調理場訪問衛生研修会等、衛生管理徹底のための研修の充実を図る。

3 学校給食センター設備の更新

平成13年度に設置した学校給食センターについて、順次調理機器の更新が必要な時期にきていることから、計画的な設備更新を図る。

4 新たな共同調理場(給食センター)の整備

小学校調理場の老朽化が進んでいるため、令和2年度に変更決定した「学校給食施設整備基本計画」に基づき、川西地区にセンター方式にて整備を行うとともに、受け入れ先である小中学校の整備の検討を進める。

5 学校給食費の適正な負担等

多子世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む

必要がある。

- (1) 学校給食多子世帯支援事業を実施する。
- (2) 法的措置も含め、給食費の未納解消に取り組む。

発達支援課

第1 最重要課題

障がいや発達課題のある子どもへの生涯にわたる一貫した支援

第2 重点事項(取組方針)

1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実

- (1) より身近な場所で質の高い療育が受けられるよう、幼稚園教諭や保育士等の支援者のスキルアップを図るため、巡回相談や保育ステップアップ講座(園内研修支援事業)を実施する。
- (2) こども発達支援センターの「ことばの教室」、「育ちの教室」における療育の機会を充実する。また、対象児が在籍する保育園・幼稚園及び児童発達支援事業所、保健センターとの連携を深める。
- (3) 保護者会を開催し、保護者同士の交流の場を促進するとともに、子どもの発達を理解しながら、より良い親子関係を築く学びとして、ペアレントトレーニング教室等を実施する。

2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化

- (1) 障がいや発達に課題のある児童・生徒が、通常の学級において合理的配慮やユニバーサルデザインの授業づくりなどの工夫により、その子どもが持つ本来の能力を可能な限り伸ばせるようインクルーシブ教育システムの理念の啓発と、その構築を推進する。
- (2) 特別支援教育、発達支援に関する研修会や講演会を開催し、幼児、児童・生徒への理解を深め、その専門性と実践力の向上を図る。
- (3) 看護師及び准看護師資格を有する支援員を配置することにより、児童生徒等の安全の確保が保証されることを前提に、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童・生徒を受け入れるための体制の整備を図る。

3 地域における自立に向けた支援・連携・協働の促進

- (1) 障がいのある子どもに係る福祉制度について、学校等の教育関係者に対して周知を図るとともに、支援会議等において、必要に応じて関係機関が情報を共有し、支援の充実を図る。
- (2) 個別の支援計画を活用した関係機関との連携・情報共有
 - ア 個別の教育支援計画を作成においては、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、効果的に活用するため、子どもが利用する医療機関、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所等、保健所、就労支援機関等の関係機関と連携し、本人や保護者の意向を踏まえ、情報共有を図る。

イ 障がいのある子どもについては、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活を含め長期的な視点に立って、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、関係機関と連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努める。

(3) 新居浜市地域発達支援協議会を開催し、地域における発達支援のあり方を協議し、福祉、医療等関係機関と連携するとともに、就学前から自立に至るまでの支援について周知に努める。

(4) 地域生活支援事業を活用し、家族への支援と地域における発達支援の理解を広げるため、研修型ペアレント・プログラム事業及びアドバンスワークショップを実施する。

4 キャリア発達の視点に立った自立活動の充実

(1) 自立活動の意義を確認するとともに、特別支援学級、通級による指導及び通常の学級において、一人一人に適した指導の充実を図る。

(2) 心理アセスメント講座やスキルアップ講座等の研修会を充実させ、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任や通級指導担当者等のアセスメント力や実践力の向上を図る。

(3) 一人一人の将来を見据え、進路に応じたキャリア教育を推進する。

人権教育課

第1 最重要課題

あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わりあうことのできる社会の実現

第2 重点事項(取組方針)

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 地域、家庭における人権教育・啓発の推進

- ア 社会教育関係機関・団体等の協力により、お茶の間人権教育懇談会をはじめとする、地域に根差した市民参加型の教育・啓発事業の拡充を図る。
- イ 人権教育に関わる講座・懇談会等において、主体的に事業を推進することができる指導者の育成を図る。
- ウ 「ふれ愛フェスタハートFULL新居浜」をはじめとした人権に関わる講演会等の開催により、多くの市民が人権について気軽に考えることができる機会の提供に努める。
- エ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の主催事業である「校区別人権教育市民講座」については、支部の加盟組織・団体が連携してその開催を支援することができる体制の構築をめざす。
- オ 新居浜市人権尊重のまちづくり条例で定める「人権のつどい日」については毎月11日に瀬戸会館を主会場として開催しているが、より多くの市民が気軽に参加して人権意識を高めていく機会となるよう、さまざまな人権課題をテーマとして実施する。

(2) 企業等における人権教育・啓発の推進

- ア 組織・企業等が開催する人権教育講座・セミナー等の開催を支援して、組織内における人権・同和教育の推進体制を確立する。
- イ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部組織・企業部会の協力により、未加入の組織・企業に対する人権・同和教育を推進する。
- ウ 就職の機会均等に万全を期すとともに、人権尊重を基盤とした職場づくりを推進する。
- エ 校区別人権教育市民講座へも、積極的な参加を呼びかける。

(3) 行政職員に対する人権教育の推進

- ア 各種実践研修や派遣研修への、行政職員参加を支援する。
- イ 愛媛県人権教育協議会新居浜支部行政部会との連携と協力により、校区

別人権教育市民講座への積極的な参加を呼びかける。

(4) 人権教育・啓発資料の作成及び配布

- ア 教育・啓発用の教材・教具の整備と活用を図る。
- イ 市民啓発資料の作成及び配布
市政だよりへの折込み「人権啓発特集号」の発行（年間2回）
「えひめ人権・同和教育」を関係団体等へ配布（年間3回）
- ウ 差別解消を目指す動画メッセージの作成
新居浜市行政広報番組「マイタウン新居浜」を活用して、人権に関する動画メッセージの作成に取り組む。
- エ 身元調査お断り運動の推進
新たに作成した「身元調査お断りステッカー」を活用して、「身元調査をしない・させない・協力しない」運動への取組を推進する。

(5) 人権教育推進機関等との連携強化

- ア 小中学校、県立学校研究大会の開催を支援する。
- イ 各種研修会・研究会・研究大会等への参加を支援する。
- ウ 教育・啓発機関・関係団体等が主催する各種学習会等においては、人権啓発指導員をはじめとした講師・指導者を派遣する。

図 書 館

第1 最重要課題

生涯学習及び地域情報拠点としての図書館機能の充実

第2 重点事項(取組方針)

1 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、市民ニーズに合った図書資料の充実を図るとともに、各種事業等の実施を通じ学習機会・場所の提供に努める。

(具体策) こども読書通帳マラソンの実施、お話会の充実(幼児対象、小学生対象、季節行事お話会等)、読み聞かせ講座の開催、「夏休みは図書館へ行こう！」等子ども向けイベントの開催、図書館まつり(ブックリサイクル、講演会、図書館見学など)、展示コーナーの充実、健康・ビジネス・地域活性化支援コーナーの充実、ホール・会議室等における文化集会事業の利用促進、SDGs 普及啓発活動(関連書籍やチラシ等の特設展示)、電子図書館の利用促進

2 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

地域課題の解決等を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業等との連携を強化し、市民にとって有益な情報の収集及び発信に努める。

(具体策) 図書館ネットワーク・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供、愛媛県立図書館図書の遠隔地返却地サービス協力、ブックスタート事業、出前講座、リサイクル図書等の活用、移動図書館の利用促進、病院等施設内での利用案内の掲示、新入小学生への案内の配布・図書館カードの作成、地域企業等との協働イベント並びに雑誌スポンサー制度の推進及びタイアップセミナーの開催、市担当課及び関連団体等の図書館ロビー展開催の推進

3 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するため、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

(具体策) 古文書等のデータベース化、愛媛新聞公開データベースの閲覧、別子銅山コーナー・住友関連コーナー・住友関連企業社史コーナーの充実、「別子銅山に関する本の解説講座」等の実施、住友老壮会文庫の活用研究

4 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知ってもらい図書館の利用促進につなげるため、あらゆる情報媒体を活用し、PR活動を推進する。

(具体策) 図書館行事・活動の広報及び報告等を行うホームページ内容の充実、メールマガジンの発行、図書館通路等掲示板の有効活用、イメージキャラクター「としょくん」の活用、県内図書館特設サイトの有効活用

5 図書館運営における市民サポーター制度の推進強化

図書館サポーターとの協働による図書館支援の強化を図るとともに活動の情報発信に取り組み、サポーター登録者の拡大と活性化を図る。

(内容) 配架活動、修理活動、館内環境美化活動、読み聞かせ、イベントへの協働活動